



二(1)

高くないが『統日本紀』にも七例用例がある。このうち天平一二、一三年の記事に恭仁京を指す例が三例まとまっているのが注意されるが、今回の木簡の「山背国京都」は、共伴遺物の年代からみて長岡京を指す可能性がある。

二 右京三条四坊十坪（第三八六次調査）

(1) □其□靡□

(130)×31×4 081

文字は全体に左寄りに書かれている。「靡」は麻と糸がかなりずれているが一文字とみられる。全体の文意は不明であるが、靡は糸を意味するものかと考えられる。

なお、両調査出土の木簡の釈読・解釈については、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

9

なお、両調査出土の木簡の釋読・解釈については 奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

れていが一文字とみられる。全体の文意は不明であるが、麻は糸を意味するものかと考えられる。

(1) □其□繭□
文字は全体に左寄りに書かれている。「繭」は麻と糸がかなりず

二
右京三条四坊十坪（第三八六次調查）

るが、今回の木簡の「山背國京都」は、共伴遺物の年代からみて長岡京を指す可能性がある。

奈良・青野遺跡

所在地 奈良市青野町

調査期間
一九九七年（平9）七月一～二月

癸卯年教育委員會

調査担当者 鎌方正樹・安井宣七

遺跡の種類 集落跡

貴跡及び木簡出土貴構の概要

近畿の一大寺宇南方地城では、一

近鉄西太寺駅南方地域では、一九八八年度から土地区画整理事業に伴い広範囲にわたる発掘調査を実施している。この地域は奈良盆地

今回の調査は、奈良市第
三七八—三次調査として事

業地北寄りで実施した。平城京右京二条三坊七坪北東部の様相確認を主な目的としたが、奈良時代の遺構とともに中世の建物・塀・井戸・土坑を検出した。同時期の遺構はすぐ南隣の調査地でも確認されており、これらの中世の遺構群を大字名をとつて青野遺跡と仮称する。

井戸枠に墨書が確認された室町時代の井戸S-E五二八は、調査区東寄りで検出した。掘形は東西一・三畠、南北一・二畠の平面隅丸方形で、検出面からの深さは一・八mである。井戸枠の構造は一辺〇・八mの方形縦板横桟留めである。縦板は一辺につき三枚で構成され、横桟は下から二段分が遺存していた（例えば、東辺の縦板を北から順に「東側北」「東側中」「東側南」、北辺の横桟下段を「北横桟下」のように示す）。枠内の堆積物中から、一五世紀末から一六世紀初頭の瓦質土器が出土している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) □□乃〔被カ〕
 (2) □良〔繼カ〕
 良五師□□為祈
 之奉造大日尊之形
 至一切□□
 四月八日□長惠
 (東側中) 1587×276×27 061
- (3) □□□繼得業第七廻之正子
 遠忌祈願成正覺之巨益宇自女〔日カ〕
 情平子濟拔卯月廿□□(東側南) 1504×273×24 061
- (4) □□□五百也
 等僧寺口〔享カ〕法界〔德元年十一月八日長□〕
 相當良繼五師十七廻遠忌益為祈〔乃カ〕
 尊〔享カ〕〔德元年十一月八日長□〕
 (西側北) 1570×275×22 061
- (5) □□□持秘密呪生々而加護
 奉仕修行者猶薄伽梵〔西側中〕 1572×276×28 061
 地藏〔宝カ〕功德大名聞
 余智者德
- (6) □□□
 [宝カ]三 年 六 月 四 日 □
 (西側南) 1594×267×24 061
- (7) □□入諸定入諸地獄令難苦
 □□□今□□□引導〔南側東〕 1570×282×25 061
- (8) □□天人衆吾今懲勸付囑汝
 □勿令□諸惡□
 (南側中) 1590×273×20 061

(9)	[南カ] □□阿弥陀如来□	(南側西) 1553×284×25 061
(10)	[師カ] 相当良繼大五〔廿五年 為開彼覺知一心之悟 奉起立此三昧耶形矣 敬曰 長祿四年十一月八日乙菊女」 (北側東) 1497×272×26 061	
(11)	・ 南無觀自在井	
(12)	□ 長祿四年五月八日 矣 〔敬曰〕 (北側中) 1529×270×30 061	
(13)	■ 繁体 為祈良繼大五師廿五年 菩提奉起立供養矣 長祿四年十一月八日長壽丸	
(14)	□ (北側西) 1540×269×27 061	
(15)	□ 相當□繼□□□ 」 (西横桟下) 779×(99)×25 061	
(16)	□□□□□□□□□□□」 (北横桟下) 819×(110)×19 061 □□□造立□□□十」 (北横板) 810×115×11 061	

これらの資料は全て井戸枠材として転用されていたものであるが、(5)(10)(12)の上端に五大種子の一部とみられる「観（または妙）」が残っていることから、卒塔婆の水輪以上を切除して利用したものと判断される。(13)～(16)はさらに縦割りにして桟木としたものである。また一定の位置に残る釘孔から、これらはもともと塔婆堂の壁板として貫に打ち付けられていたものと推測される。

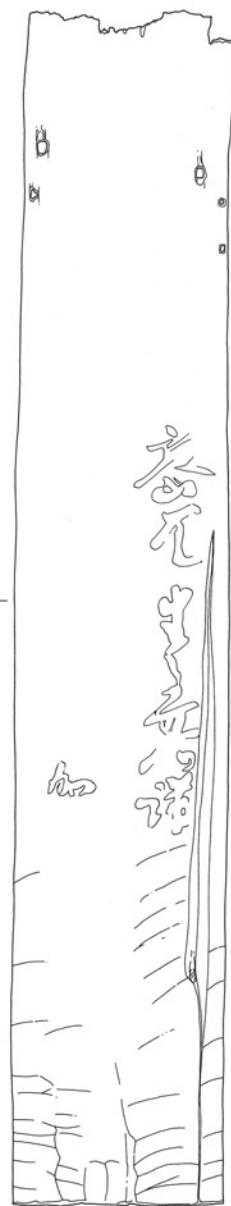
残存状況は良好とはいはず、(3)(7)(11)以外は墨が完全に流れしており、文字は微かな浮き彫り状に残っている程度である。また井戸の内側に向かっていた面は腐蝕が著しく、横桟があてられていた部分に文字の痕跡が認められるものが二三あるだけであるが、本来は全面に墨書きされていた可能性が高い。

内容は大きく三つに分けられ、供養願文(2)(3)(4)(10)(12)(13)?(16)?、偈(5)～(8)、尊仏の名号(9)(11)がある。願文から、僧良繼(生没年不詳)の追善供養のために製作されたものであることがわかる。

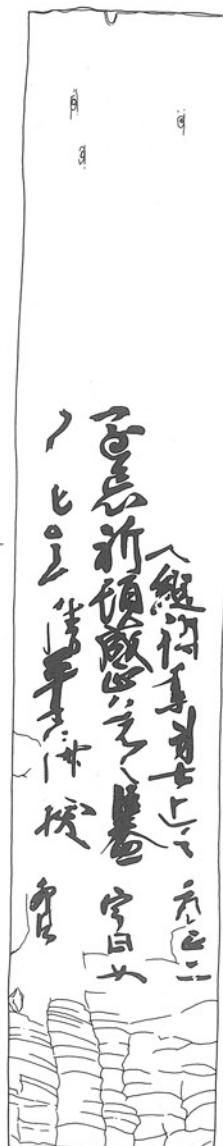
供養願文は七・十七・一十五回忌の銘があり、また十三仏信仰に基づけば、(2)は「大日尊」の文言によつて十三回忌とも考えられる。このうち(2)(3)は忌日が異なつてゐるが、同一人物とみて差し支えないものと思われる。(4)の十七回忌を享徳元年(一四五二)とすれば、(10)の長祿四年(一四六〇)の二十五回忌と整合し、良繼の没年は永享八年(一四三六)となる。また、(4)(10)(12)は上部に梵字が書かれており、(4)は光明真言(左上から横書)、(10)は隨求小呪(左上から横書)



(6)表



(5)



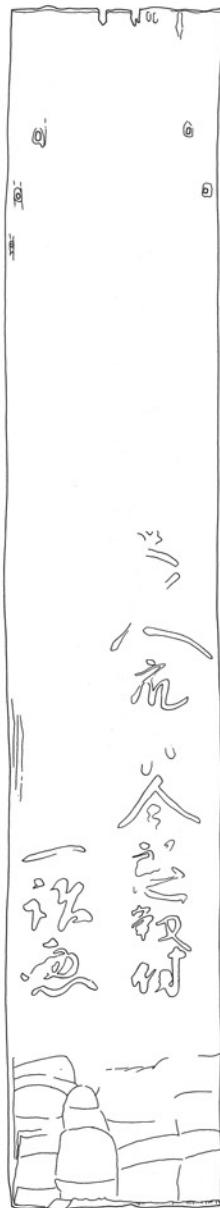
(3)

0 40cm

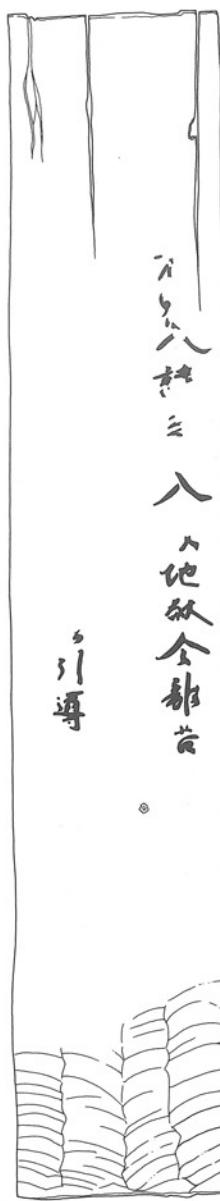
1997年出土の木簡



(9)



(8)

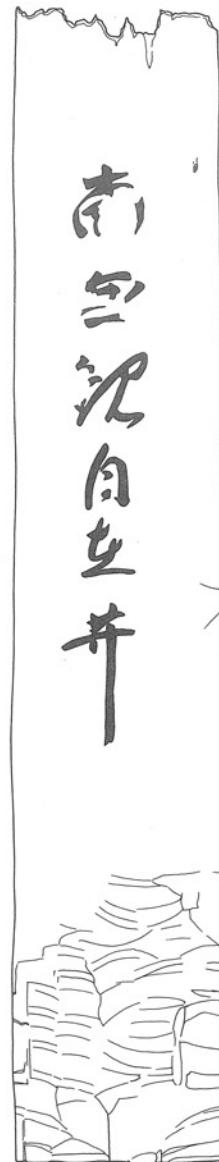


(7)

0 40cm



(12)表



(11)表



(10)

0 40cm

と思われる。(10)はさらに一字金輪が大きく書かれている。(12)は阿弥陀三尊を表している。

偈文は、(5)が不動經、(6)が大乘大集地藏十輪經、(7)が延命地藏經、(8)が地藏菩薩本願經を出典とする。十三仏に対応させると、(5)は初七日、他三点が五七日となるが、定かではない。それぞれ全文は、「一持秘密呪 生生而加護 奉仕修行者 猶如薄伽梵」(5)、「一日称地藏 功徳大名聞 勝俱胝劫中 称余智者德」(6)、「毎日晨朝入諸定 入諸地獄令難苦 無仏世界度衆生 今世後世能引導」(7)、「現在未來天人衆 吾今懃懃付囑汝 以大神通方便度 勿今墮在諸惡趣」(8)となる。なお、(7)の行間にある一字は、「世」か「能」の加字と思われる。

名号は十三仏（初七日から三十三回忌のそれぞれに対応する主尊）を表したものと考えられ、(9)は三回忌、(11)は百カ日の主尊である。(9)の下部に並ぶ二文字は恐らく「羽」「母」であろう。

以上、これらの資料が全て年忌供養に関わるものとすれば、(2)十三回忌、(3)七回忌、(4)十七回忌、(5)初七日、(6)五七日、(7)五七日、(8)五七日、(9)三回忌、(10)二十五回忌、(11)百カ日、(12)二十五回忌と考えられるが、確定的ではない。例えば、(10)(12)と(11)は同じ長禄四年であつても主尊が異なり、ともに良縁に因むものであれば(11)は百カ日供養ではあり得ない（なお、紀年銘の十一月と五月については再度誤読でないことを確認した）。また、(2)の「造大日尊之形」は絵塔婆が存

在しないことから五輪塔（卒塔婆）製作そのものを指しているとも考えられ、十三回忌ではない可能性がある。(10)の「三昧耶形」はまさに卒塔婆を作ったこと自体を意味するものである。

ところで、『大乘院寺社雜事記』に後円心寺（殿）孝尋の同學として興福寺僧良繼が見え（康正三年六月八日条など）、応永九年（一四〇二）には權大僧都の地位にあつた（長享二年一月一日条）。今回出土した卒塔婆で供養の対象となっている僧良繼と同一人とみて年代的にも矛盾はない。

なお、本資料の釈読、及び内容の解釈については、奈良国立文化財研究所の館野和己・古尾谷知浩・山下信一郎の諸氏、財元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏、奈良大学の木下密運氏、奈良県立橿原考古学研究所の今尾文昭氏にご教示いただいた。

9 関係文献

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書（第一分冊）平成九年度』（一九九八年）

（安井宣也・松浦五輪美）

51